

ゴルフ場におけるその他の動力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	11～ 12	18番コース内にて、被災者が手押し電動カートを発車した時、カートが急発進をしてしまった。被災者は、慌ててブレーキを掴んだが、カートに体が振られ両膝を地面につき倒れた際、左膝を負傷してしまった。	68	50 ～ 99
1	13～ 14	2番ホールでコースの清掃作業をしていたところ、カート道路を走行してきたゴルフカートに顔面が接触し負傷した。	29	50 ～ 99
1	16～ 17	当ゴルフ場スタート室近くで作業中、自社の作業用トラックが通路を通る際、スタート室近くに駐車してあった乗用カートが妨げとなったので、別の作業者が乗用カートを移動しようとバックした時、本人がそのカートの後方に立っていたため、バックして来たカートとぶつかり転倒し負傷した。	64	50 ～ 99
2	13～14	コース5番と7番の間にて、FW目砂作業の為、目砂散布機に砂を補充する作業をしていたところ、機械のステップに足を掛けてホッパーに登る時に右足を滑らせ落下する際に胸を強打し、右肋骨を骨折した。	56	100 ～ 299
3	9～10	No.14～15のカート道路でトイレに行きたくなり、お客様にカート操作をお願いして先に売店に向かってカート道路上を歩いていたところ、後ろからきたカートに気づかずにカートとぶつかった。	63	100 ～ 299
5	10～ 11	コース7番ホールで立ち乗りカートで移動していたところ、コースの地面にハンドルをとられ、足を踏み外して転倒し、左手親指の骨折と肋骨にひびが入った。	64	50 ～ 99
		マスター室前で、お客様のスタート準備をカートの後ろで行っていた時、後ろの組		100

5	9～ 10	のキャディの誤操作により、後方から動いてきたカートに接触してしまい、足がカートとカートに挟まれた。その衝撃で上半身、腰、腕に痛みを感じたため、そのままキャディ業務を止めた。	37	～ 299
5	16～ 17	被災者は入社して日も浅く、経験も無い為、2人1組でコース内のガードバンカー均しの作業を行っており、No.17に向かったが、No.17ティーグラウンドにてお客様がティーショットを打っていたのが見えた為、お客様から見えないNo.13グリーン左横のガードバンカー前にバンカーレーキを停め、お客様の状況確認の為、降りたが前方に進んでしまった為バンカーレーキ前方にある鉄の均しの部分に右足脛をぶつけた。	39	30 ～ 49
7	17～ 18	当社洗車場にてカートの洗浄作業中、自動走行してきたカート（人感センサーなし）にぶつかり、左足首を負傷したものである。	54	50 ～ 99
9	13～ 14	当クラブ中コース9番ホールに於いて、ティーグラウンド横でカートを止め、その後カートを移動させた際、カートとカート道に足が挟まれ、左足甲を受傷した。	64	50 ～ 99
10	14～ 15	当社ゴルフ場、コース14番フェアウェイ付近の右側カート路側U字溝の清掃およびエッチ切を行っていたところ、電磁自動誘導カートが接近していることに気が付かず、左足の甲をカート右タイヤに踏まれてしまい、負傷した。	66	50 ～ 99
10	14～ 15	No9グリーンとクラブハウス間のカート道でお客様のプレー状況を確認に行った被災者がNo9プレー中のリモートコントロールで自動運転中（無人）のカートの下敷きになった。本人の靴が側溝にあったこと、カート前輪前のガードバンパーに衝撃があると、自動的に急停車する仕組みから、側溝に足をとられ倒れたところにカートが乗り上げた模様。	74	50 ～ 99
12	11～12	ゴルフ場5番ホールで歩行用の電動カートを運転中、お客様が急に前に飛び出して急ブレーキをかけた際、カートのハンドルで右手首を捻り、腫れがあり、動かすと痛む。	25	50 ～ 99
12	14～15	ゴルフ場の4番ホールで、カートでグリーン周りに行き、カートから降りようと下り坂に着地したとき、右足首を挫いて負傷した。	24	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html